

# 高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県こうち山の日推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 県は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助事業者等)

第3条 補助事業の補助事業者及び事業実施主体は、別表第1に定めるとおりとする。

## (事業内容等及び実施基準)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における事業内容等は、別表第3に定めるとおりとし、補助対象経費は、別表第4に定めるとおりとする。

2 事業の実施基準は、別表第5に定めるとおりとし、補助事業者は要綱、要領等必要な諸規程を定めるものとする。

## (補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

## (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (6) 補助事業によって取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (7) 補助事業者等が前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該施設に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業

者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(9) 県税の滞納がないこと。

- 2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、知事は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の追加、中止又は廃止
- (2) 補助対象経費総額の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金額の増額

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助事業の完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助金事業等実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づく概算払の請求書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第12条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業実施主体
<p>公益社団法人高知県森と緑の会</p>	<p>市町村、教育委員会、一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体                      （注）事業実施主体が市町村等で、補助対象経費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。</p>

別表第2（第4条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体に対して交付する補助金	10分の10以内	
附帯事務費	<p>(1)事業内容 補助事業者が補助事業の実施に当たり要する経費のうち(2)に掲げるもの</p> <p>(2)補助対象経費</p> <p>①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料</p>	10分の10以内	<p>(注1) 補助事業を行うために必要な報酬、賃金及び共済費とする。</p> <p>(注2) 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。</p>
事業発表会・意見交換会経費	<p>(1)事業内容 補助事業者が事業発表会及び意見交換会の実施に当たり要する経費のうち(2)に掲げるもの</p> <p>(2)補助対象経費</p> <p>①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧使用料及び賃借料</p>	10分の10以内	<p>(注1) 補助事業を行うために必要な報酬、賃金及び共済費とする。</p> <p>(注2) 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。</p>

別表第3（第4条関係）

区分	事業内容	補助率等	備考
事業費	<p>(1) 森づくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①間伐</li><li>②環境整備</li><li>③植栽</li><li>④竹林整備</li></ul> <p>(2) 木使い</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑤木工</li><li>⑥木材普及</li></ul> <p>(3) 森林体験と教育</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑦森林体験</li><li>⑧森林環境教育</li></ul> <p>(注) 国又は県の他の事業（補助事業、委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は、対象外とする。</p>	<p>(1)補助率 定額（事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内）</p> <p>(2)補助限度額 25万円以内</p>	

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり6,000円以内とし、補助金実績額の20%以内とする。）。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2）金額は、1人1日当たり9,000円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり30,000円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注3）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	（注1）事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。 （注2）自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。
需用費	<p>(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費（クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃等）</p> <p>(2) 燃料 ガソリン、軽油代（チェーンソーや刈払機等の燃料費）</p> <p>(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等</p> <p>(4) 資材 苗木代、支柱代等</p>	<p>（注1）参加者への土産物（木工クラフト等材料費が少額なものを除く）や実施団体の資産になり得る物品等（チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等）は補助対象外とする。 （注2）広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。</p>
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	（注）県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	（注）活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料及び賃借料	（注1）実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 （注2）料金が定まっていないものについては、社会通念上、妥当な額とする。

## その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費
- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不適当と認められる経費

別表第5（第4条関係）  
事業の実施基準

区 分	内 容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図ること。
公募	<p>①補助事業者は、森林・林業に係るNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体をはじめ、過去に補助金へ提案のあった団体等に対して文書による通知を行うとともに、ホームページ、マスコミ等を活用して、幅広く周知し、公平な公募を行うこと。</p> <p>②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。</p> <p>③公募の期間は、おおむね1月程度を確保すること。</p>
企画選定	<p>①企画の選定に当たっては、森林環境、林業等についての見識を有する者5名程度で構成される委員会を開催し、審査等を行い、公平な採択を行うこと。</p> <p>②審査基準については、次のとおりとし、必要に応じて追加することも可能とする。</p> <p>ア こうち山の日の制定趣旨に基づいているか</p> <p>イ 企画内容が独創性又は先進性に優れているか</p> <p>ウ 事業実施に当たっての執行体制は十分か</p> <p>エ 県民から幅広い参加が得られるか（募集）</p> <p>オ 県民に広く周知することが可能か（広報）</p> <p>カ 県民の意識高揚が図れるか</p> <p>キ 投資に比べ効果が高いか</p> <p>③公益社団法人高知県森と緑の会の助成を過去3年以内に受けていた事業と同様の事業を採択しないこと。</p>
事業実施	<p>①補助事業者は、事業実施主体に対し、事業実施の際における「こうち山の日」ののぼりの掲示、森・ヒト・こうち応援ネットに公募及び事業結果報告を掲載するとともに、森林環境税を活用した事業である旨の公報を行うことについて、要請すること。</p> <p>②可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。</p> <p>③必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。</p>
検査及び確定	<p>①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。</p> <p>②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。</p>



別表第6（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名

代表者名

印

（生年月日）

### 高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

#### 1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額 円

#### 3 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

(注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。

2 「区分」欄は、公募、広報、企画選定、事業指導、検査等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

## 収 支 予 算 書

## 1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

## 2 支出

科目	予算額	摘要
事業費	—	—
補助金		
附帯事務費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
事業発表会・意見交換会経費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
事業発表会・意見交換会経費 小計		

補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名  
(生年月日)



納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名



### 高知県こうち山の日推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

#### 記

#### 1 変更の理由

#### 2 関係書類

##### (1) 事業計画書（別紙1）

（注）変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。

##### (2) 収支予算書（別紙2）

##### (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

事業計画書(変更)

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

- (注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。記入に当たっては、変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
- 2 「区分」欄は、公募、広報、企画選定、事業指導、検査等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。



## 収 支 予 算 書 (変更)

## 1 収入

区分	変更前 予算額	変更額	変更後 予算額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合 計				

## 2 支出

科目	変更前 予算額	変更額	変更後 予算額	摘要
事業費	—			—
補助金				
附帯事務費	—			—
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
事業発表会・意見交換 会経費	—			—
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
事業発表会・意見交				

換会経費 小計				
補助対象外経費				
合計				

(注) 「摘要」欄は、それぞれ変更後予算額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

高知県知事 様

所在地

補助事業者名

代表者名



高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）

事業実績書

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施月日	区分	事業の内容、実施規模等

(注) 1 実施したスケジュール、内容等を記入してください。

2 「区分」欄は、公募、広報、企画選定、事業指導、検査等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

## 収 支 精 算 書

## 1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

(注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

## 2 支出

科目	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
事業費	—			—
補助金				
附帯事務費	—			—
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費				
小計				
事業発表会・意見交換 会経費	—			—
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
事業発表会・意見交 換会経費				

小計				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

2 間接補助事業者の自己負担金は、「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

### 3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額・2分の1 以内 10分の10以内			

## 事業実施主体一覧表

番号	事業区分	市町村名	実施団体名	事業概要	参加者数	実績		備考
						事業費	補助金額	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
合計								

- (注) 1 番号は、別紙4の番号と一致させてください。  
2 「事業区分」欄については、別表第2の「事業内容及び補助対象経費」欄の事業内容の数字を記入してください。  
3 「市町村名」欄については、実施団体の主たる事務局等が所在する市町村名を記入してください。  
4 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。









第 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

印

高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名



高知県こうち山の日推進事業費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

1	補助金交付決定額	円
2	既交付額	円
3	今回請求額	円
4	月 日までの予定出来高	%
5	残額	円
6	執行計画	
(1)	1－四半期（請求時期： 月）	
	内容：	
	金額：	円
(2)	2－四半期（請求時期： 月）	
	内容：	
	金額：	円
(3)	3－四半期（請求時期： 月）	
	内容：	
	金額：	円
(4)	4－四半期（請求時期： 月）	
	内容：	
	金額：	円

(振込先) 銀行 支店  
普通・当座  
口座番号